

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年2月13日

【四半期会計期間】 第151期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)

【会社名】 新家工業株式会社

【英訳名】 ARAYA INDUSTRIAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 澤 保

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南船場二丁目12番12号

【電話番号】 (06)6253-0221(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 上村 恵一

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区南船場二丁目12番12号

【電話番号】 (06)6253-0221(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 上村 恵一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第150期 第3四半期 連結累計期間	第151期 第3四半期 連結累計期間	第150期
会計期間		自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成26年4月1日 至平成26年12月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高	(百万円)	26,783	27,020	37,129
経常利益	(百万円)	526	754	655
四半期(当期)純利益	(百万円)	321	604	425
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,059	1,257	842
純資産額	(百万円)	21,230	21,346	20,492
総資産額	(百万円)	40,634	41,428	39,820
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	5.79	10.87	7.66
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	50.1	49.3	49.2

回次		第150期 第3四半期 連結会計期間	第151期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成26年10月1日 至平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	2.06	4.88

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しており、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行っておりません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費増税による需要の減少からの回復に勢いがみられない中、円安の進行などによる不透明感があるものの、政府による経済政策や金融政策等の効果から景気は緩やかな回復基調となりました。また、海外景気については、米国の金融政策正常化に向けた動きの影響、欧州・中東の政情不安等もあり、下振れが懸念される状況が続きました。

このような情勢のもと鋼管業界におきましては、消費増税前の駆け込み需要の反動からの回復が遅れている中、建築・建材関連の需要増に伴う人手不足の影響も加わり、厳しい状況が続きました。しかし、公共投資、自動車関連などの設備投資関連は比較的堅調に推移しました。

自転車業界につきましては、市場が低迷している中、消費増税前の駆け込み需要の反動が重なり、2014年度の国内自転車販売は前年をさらに下回ると予想されており、一般用自転車販売は大きく減少しました。スポーツ用自転車は、環境・健康志向で一定のブームは続くものの厳しい状況となっております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は27,020百万円（前年同期比0.9%増）、営業利益614百万円（前年同期比15.8%増）、経常利益754百万円（前年同期比43.3%増）となり、四半期純利益は604百万円（前年同期比87.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### (鋼管関連)

普通鋼製品においては製鋼原料の値下がりや、反面円安による輸入材等諸費用の高騰などにより販売価格に大きな変化がみられないものの、自動車生産の減少や、人手・輸送力不足などが重なり、年末にかけての荷動きが鈍化しました。

ステンレス製品につきましては、引続き食品・飲料・製薬・医療関連・鉄道車両向け等の動きは堅調となっております。液晶・半導体の装置関連は中国への生産移転もありますが、国内生産も若干の回復傾向となっております。ステンレス原材料価格は、ニッケル価格が下落傾向ではありますが、急激な円安や電力価格高騰により強含みとなっております。

この結果、当セグメントの売上高は25,474百万円（前年同期比0.2%増）、営業利益は426百万円（前年同期比29.3%増）となりました。

#### (自転車関連)

国内のステンレスリムは主に電動アシスト自転車用として、強度・精度で評価を得ており、販売に注力してまいりましたが、消費増税の影響から厳しい状況が続きました。アルミリムにつきましても引き続き中高級品に絞り込み、インドネシア子会社との連携により拡販に努めましたが、消費増税に円安が重なり厳しい状況となりました。

「アラヤ」及び「ラレー」ブランドのスポーツ用自転車については、独自の商品企画力を発揮してユーザーの支持を得られるよう、話題性のある新商品の提供に努め、国内販売は好調に推移しました。また、タイをはじめ東南アジア諸国をスポーツ用自転車の新しい市場として取り組んでおり、販売は増加しております。しかし、これらは輸入商品であることから、為替変動の影響を受けやすく、昨今の急激な円安により利益率が低下しています。

この結果、当セグメントの売上高は1,132百万円（前年同期比14.0%増）、営業損失は42百万円（前年同期は営業損失28百万円）となりました。

(不動産等賃貸)

不動産賃貸収入につきましては、東京工場跡地の地代収入を中心として、新たに東京都江東区に建設した自社ビル「アラヤ清澄白河ビル」の賃貸収入が加わり安定した業績を上げております。

この結果、セグメントの売上高は291百万円（前年同期比1.5%増）、営業利益は270百万円（前年同期比0.7%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

一 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、基本的に株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する敵対的な大量買付け等についても、当社としてこれを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。当社は、株主等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を損なうような大量買付けが行われた場合、当社取締役会は、株主の皆様に対し当該大量買付け行為の適否について判断するに十分な情報及び時間的余裕が与えられるべきであるとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を侵害するような大量買付けに対しては適時適切な対抗措置が必要であると考えます。

二 取組みの具体的な内容

会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のため、以下に掲げる経営理念を礎として、「社会に信頼される企業」を目指して弛まぬ努力を続けております。

一、常に技術と品質の向上に努め創造と革新に挑戦する

一、公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する

一、自然と調和し国際社会と共生する

一、お客様を大切に、株主・取引先との相互繁栄をはかり従業員の福祉向上を目指す

当社は明治36年創業以来100年を超える歴史の中で培われた製造技術、とりわけ金属加工の分野において“信頼度の高い技術”の蓄積をもとに、輸送機器関連事業、鉄鋼関連事業を中心に社会に役立つ製品・商品・サービスを提供してまいりました。その用途は自転車、オートバイ、自動車、家具、住宅、店舗、福祉機器、産業機械、生産設備、その他諸設備等それぞれの分野で幅広く活用され、社会に有用な役割を果たすべく不断の研究・技術開発に挑戦しております。特にロールフォーミング技術を駆使した塑性形状加工技術は、長年に亘って蓄積されたノウハウとそれを実現する熟練度の高い生産技術に支えられ、今後とも大きな可能性を秘めているところであります。

当社は、顧客の要望に応えるために提案型営業を展開し、社会のニーズに柔軟かつ的確に対応する体制作りを積極的に進めております。当社において企業価値の源泉となるべき事業内容は種々ございますが、各事業が社会に果たす役割を明確に認識しつつ、短期的かつ一時的な利益追求の製品・商品のみならず、株主・投資者、顧客・支払先等の取引先、従業員、地域社会等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが、当社における企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

当社はかかる使命感と信念のもと、金属加工分野を中心に様々な社会的な役割を担うべき製品・商品を開発、提供する不断の努力を重ね、企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保、向上に邁進してまいります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年6月26日開催の第150期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的として、有効期間を平成29年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとした、当社株券等の大量買付け等への対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続について承認されました。

本プランは、当社の株券等の大量買付者に対し、大量買付者の名称及び住所又は所在地等を記載した意向表明書ならびに大量買付け等の目的、方法及びその内容、大量買付け等の価額の算定根拠、大量買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策ならびに配当政策等の必要情報の提供など、事前に明定した手続の遵守を求めるとともに、大量買付者が同手続に違反した場合及び当該大量買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等に、独立委員会の勧告を踏まえた当社取締役会または株主総会の決議に基づき、新株予約権の無償割当てもしくは会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動する買収防衛策です。

### 三 及び の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

- ・ 買収防衛策に関する指針に適合していること

本プランは、平成17年5月27日に経済産業省・法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）ならびに、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の定める指針に適合しております。

- ・ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならず、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

本プランは、このような企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある買収からの防衛をその目的及び内容としており、当社における会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

- ・ 本プランが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者から当社を防衛することをその目的及び内容としており、株主共同の利益を損なうものではありません。

このことは、本プランが、継続（導入）に際して株主総会決議による承認を得ることとしていること、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するとしていること、対抗措置の発動要件の合理性・客観性を確保していること、有効期間を3年としていること、株主の意思によりいつでも本プランを廃止できること、デッドハンド型買収防衛策でないこと及び事前開示を充実させていることなどからも明白です。

- ・ 本プランが当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のために導入するものであり、当社従業員の地位の維持を目的とするものではありません。

このことは、本プランが対抗措置の発動につき社外の独立した委員から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するという枠組みを取っていることなどからも明白です。

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は68百万円であります。また、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

#### (5) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設について、当第3四半期連結累計期間に完成したものは次のとおりです。

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	完了年月
新家工業(株)	東京都江東区	鋼管関連 不動産等賃貸	営業所 兼 賃貸マンション	平成26年8月

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,453,268	60,453,268	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 1,000株であります。
計	60,453,268	60,453,268		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日		60,453		3,940		4,155

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,885,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 55,344,000	55,344	
単元未満株式	普通株式 224,268		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	60,453,268		
総株主の議決権		55,344	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれております。  
 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式908株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 新家工業株式会社	大阪市中央区 南船場二丁目12番12号	4,885,000		4,885,000	8.08
計		4,885,000		4,885,000	8.08

- (注) 当第3四半期会計期間末（平成26年12月31日）の自己保有株式は4,885,000株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合8.08%）となっております。

2 【役員状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。



## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	5,899	6,163
受取手形及び売掛金	12,941	12,549
有価証券	1,358	758
商品及び製品	3,856	4,829
仕掛品	221	238
原材料及び貯蔵品	911	1,139
その他	520	505
貸倒引当金	115	110
<b>流動資産合計</b>	<b>25,594</b>	<b>26,074</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
土地	4,269	4,279
その他(純額)	3,551	3,836
<b>有形固定資産合計</b>	<b>7,821</b>	<b>8,116</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>76</b>	<b>64</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	6,148	6,992
その他	179	180
貸倒引当金	0	0
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>6,328</b>	<b>7,172</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>14,226</b>	<b>15,353</b>
<b>資産合計</b>	<b>39,820</b>	<b>41,428</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,544	9,975
短期借入金	4,787	4,724
未払法人税等	209	32
賞与引当金	351	179
その他	1,033	1,455
流動負債合計	15,926	16,366
固定負債		
役員退職慰労引当金	30	8
環境対策引当金	30	30
退職給付に係る負債	2,443	2,489
資産除去債務	6	6
その他	891	1,180
固定負債合計	3,401	3,715
負債合計	19,328	20,081
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,940	3,940
資本剰余金	4,155	4,155
利益剰余金	11,380	11,581
自己株式	717	718
株主資本合計	18,758	18,959
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,822	2,358
為替換算調整勘定	457	510
退職給付に係る調整累計額	520	392
その他の包括利益累計額合計	843	1,454
少数株主持分	890	931
純資産合計	20,492	21,346
負債純資産合計	39,820	41,428

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	26,783	27,020
売上原価	22,654	22,685
売上総利益	4,129	4,334
販売費及び一般管理費	3,598	3,720
営業利益	530	614
営業外収益		
受取利息	16	24
受取配当金	109	114
仕入割引	15	16
為替差益	-	121
その他	24	26
営業外収益合計	166	304
営業外費用		
支払利息	29	29
売上割引	13	16
退職給付会計基準変更時差異の処理額	100	100
その他	26	18
営業外費用合計	170	164
経常利益	526	754
特別利益		
固定資産売却益	19	137
投資有価証券売却益	-	2
特別利益合計	19	140
特別損失		
固定資産売却損	-	0
固定資産除却損	9	32
投資有価証券売却損	29	-
特別損失合計	38	32
税金等調整前四半期純利益	507	861
法人税、住民税及び事業税	58	110
法人税等調整額	119	102
法人税等合計	178	212
少数株主損益調整前四半期純利益	328	649
少数株主利益	7	45
四半期純利益	321	604

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	328	649
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	834	536
繰延ヘッジ損益	1	-
為替換算調整勘定	102	56
退職給付に係る調整額	-	127
その他の包括利益合計	730	607
四半期包括利益	1,059	1,257
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,057	1,215
少数株主に係る四半期包括利益	2	42

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
<p>(会計方針の変更)</p> <p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法については期間定額基準を継続適用するとともに、割引率の決定方法については平均残存勤務期間及び平均年金支給期間に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。</p> <p>この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が279百万円増加し、利益剰余金が180百万円減少しております。また、当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しています。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれています。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	-	728百万円
支払手形	-	441百万円
その他(設備関係支払手形)	-	232百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	353百万円	397百万円
のれんの償却額	2百万円	-

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	166百万円	3円	平成25年 3月31日	平成25年 6月27日

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	222百万円	4円	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結損 益計算書計上 額 (注3)
	鋼管関連	自転車 関連	不動産等 賃貸	計				
売上高								
外部顧客への売上高	25,435	993	287	26,716	67	26,783		26,783
セグメント間の 内部売上高又は振替高			32	32	180	212	212	
計	25,435	993	319	26,748	247	26,996	212	26,783
セグメント利益又は損失 ( )	329	28	272	573	20	593	63	530

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、機械設備・福祉機器の製造販売であります。

2. セグメント利益又は損失( )の調整額 63百万円は、棚卸資産の調整額 20百万円及びセグメント間取引消去 42百万円であります。

3. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「自転車関連」セグメントにおいて、P.T.パブリック アラヤ インドネシアの株式を追加取得したことにより、のれんが発生しております。なお、当該事象によるのれんの発生額は65百万円であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結損 益計算書計上 額 (注3)
	鋼管関連	自転車 関連	不動産等 賃貸	計				
売上高								
外部顧客への売上高	25,474	1,132	291	26,899	121	27,020		27,020
セグメント間の 内部売上高又は振替高			34	34	29	64	64	
計	25,474	1,132	325	26,933	151	27,084	64	27,020
セグメント利益又は損失 ( )	426	42	270	654	11	666	52	614

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、機械設備・福祉機器の製造販売であります。

2. セグメント利益又は損失( )の調整額 52百万円は、棚卸資産の調整額 45百万円及びセグメント間取引消去 6百万円であります。

3. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	5円79銭	10円87銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	321	604
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	321	604
普通株式の期中平均株式数 (千株)	55,572	55,567

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月10日

新家工業株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻 内 章 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 原 伸 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新家工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、新家工業株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。